

(代理の人が請求される場合は記入してください。)

委任状

令和 年 月 日

代理人	住所	
	氏名又は通称	
私は、上記の者を代理人と定め、右の 交付請求及び受領の権限を委任します。		<input type="checkbox"/> 住民票の写し 通 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し 通 <input type="checkbox"/> 身分証明書 通
委任者	住所	
	氏名又は通称	生年月日 ⑩ 明・大・昭・平・令 年 月 日
	電話番号 (昼間連絡のつくもの)	

注) 本人に交付の事実を通知する場合があります。

住民基本台帳法 (抄)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1 略

2 偽りその他不正の手段により、第12条から第12条の3まで (これらの規定を第30条の51の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第12条の4 (第30条の51の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する住民票の写しの交付を受け、第20条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第30条の44に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

唐津市印鑑条例 (抄)

(印鑑登録証明書の交付請求)

第12条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、市長に対し印鑑登録証明書の交付を請求することができる。

2 前項の請求は、印鑑登録証を添えて、書面で行うとともに本人であることを明らかにしなければならない。

(印鑑登録証明書の交付の拒否)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付は、行わない。

(1)～(4) 略

(5) 印鑑登録証明書の交付を請求する者の本人確認ができないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。